

令和3年8月12日 臨時記者会見
知事メッセージ
(第37回本部員会議新型コロナウイルス感染症対策本部)

本日、県全体の人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数が16.5人となり、15人を超えました。

7月上旬のデルタ株確認以降、2桁の新規患者数が確認される日が増え、また特定の地域に限らず、全県的に感染が確認されています。

デルタ株は、少ない接触でも感染するなど、これまでにない強い感染力となっています。また、重症ではないものの高熱や倦怠感などの症状により、入院治療が必要な方が多くなっています。

今、思い切った感染対策を実施し、患者数を抑制しないと、病床のひっ迫、医療のひっ迫から、救える命が救えないということが起こりかねません。このことは絶対に避けなければなりません。

本日、新たな感染を強力に抑え込むため、県独自の岩手緊急事態宣言を発令します。

お盆や夏季休暇の時期ですが、人と人との接触の機会を極力減らすため、次のことをお願いします。

県民の皆様には、不要不急の外出の自粛をお願いします。

これまで同様、都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などは、原則中止・延期をお願いします。

お盆期間中に、親戚で集まっての法事やお墓参り、バーベキューなどの予定を立てている方も多いかと思いますが、岩手緊急事態宣言中の期間は、中止や延期をお願いします。やむを得ず、集まる場合であっても会食等を厳に控えて頂くようお願いします。

他の都道府県から帰省された方の感染が確認される例が増えています。久しぶりに友人等と再会する場合でも、会食等は厳に控えて頂くようお願いします。

ワクチンを2回接種した方の感染も確認されています。無症状や軽症なことから、本人自身が感染していることに気づかず、他の方に感染させる可能性がありますので、多くの方がワクチンを接種するまで、当分の間、マスクの着用等基本的な感染対策の継続をお願いします。

事業所においては、テレワークやローテーション勤務の実施、オンライン会議等の活用により、人との接触の機会を低減するようにお願いします。

出張先での会食により感染する例も発生していますので、出張先でも慎重に行動するなど感染対策を徹底するようにお願いします。

休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策の徹底をお願いします。

飲食店等の店舗には、業種別ガイドラインの遵守徹底のほか、「いわて飲食店安心認証」の取得に協力をお願いします。

県民の皆様には外出の自粛をお願いすることにより、飲食店を始め事業者の方々には売上減少等の影響もあろうかと思えます。県は必要な支援を行っていきます。

学校には、校外で行う活動については、外部との接触がある活動内容を見直し、部活動については、夏季休業中は、原則休止するようにお願いします。

医療機関には、発熱等の症状のある方への積極的な検査の実施をお願いします。

全国での感染拡大の勢いが止まっていません。県内でも、かつてないほど感染リスクが高まっています。自分を守るため、そして、家族や親戚、友人など大切な人を守るため、県民の皆さま、来県された皆様のご協力をお願いします。

県全体の人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規感染者数が 10 人未満となれば、県独自の緊急事態宣言は終了しますので、できるだけ早く達成できるよう、ご協力よろしくをお願いします。

令和 3 年 8 月 12 日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症対策に関する見解

令和 3 年 8 月 12 日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策専門委員会

新型コロナウイルス感染症については、今週に至って新規感染者数の増加が全国共通の傾向となり、これまでに経験したことがない更なる感染拡大事態が目前に迫る状況となっています。

岩手県においても、既に県内外の人々の往来に起因する感染拡大や新たな変異株（デルタ株）によると考えられる急激な状況悪化の兆しが見られます。

ついで、先の見解において懸念していた岩手県におけるまん延期の基本対応方針に加え、感染の爆発的拡大を可能な限り抑制するための具体的行動を専門委員会見解として追加提言いたします。

記

1 現状（令和 3 年 8 月）

- (1) 岩手県内の流行状況は、7 月上旬以降の岩手県中部保健所管内における職場、飲食店、教育・保育施設等でのクラスター確認以降、関連する家族あるいは家族間での感染連鎖が継続的に確認されている他、盛岡市においても教育機関やスポーツ施設、大規模商業施設等における感染例確認が相次ぎ、さらには宮古市等の沿岸部への広がりも見られます。新規感染患者の低年齢への広がりや 8 月に入って一層顕著となり、年齢層に関わらず、ワクチン接種済の方への感染も見られます。
- (2) 岩手県内外での大規模イベント開催の有無に関わらず、社会活動は次第に活発化しており、岩手県内への人口流入や人々の日常活動は、現時点よりも遥かに感染者が少なかった 1 年前に比較して明らかに増加傾向にあります。
- (3) 変異株については、スクリーニング検査やゲノム解析の結果から、岩手県でも 6 月中の時点で E484K 変異がある株（R.1 系統）から N501Y 変異があるアルファ株（B.1.1.7 系統）に置き換わったことが確認され、さらに 7 月上旬から検出されている L452R 変異株の割合は確実に高まっています。L452R 変異が確認されたものについては、多くがデルタ株（B.1.617.2 系統）であることが判明していることは既報のごとくです。岩手県内でもアルファ株からいわゆるデルタ株に急速に置き換わりつつあります。

2 専門的見地からの助言

- (1) 岩手県では、7 月下旬からの新規患者数増加傾向が 8 月に入ってより顕著となり、その広がりや既に岩手県内全域に及んでいること、同時に感染性が高いとされるデルタ株の関与が強く疑われる集団発生も確認され、家族の一員が感染することにより家族全員の行動制限を要する事態が散見されること、発症時に抗原検査キットなどで自主検査にも関わらず、後に感染が確認された事例等も存在することから、いわゆるフェーズの数値基準を超えて「集団感染リスクが高まる新たな状況」が県内に既に存在していると推

定されます。

- (2) 首都圏等における急激な感染拡大状況を受け、当該地域では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が講じられているところですが、夏休み及び帰省シーズンが既に始まっていることから、岩手県への人口移動は更に増加し、既に岩手県内への感染者の流入が生じており、爆発的感染拡大へのリスクが直近に迫っている状態と評価されます。
- (3) このことは、感染対策意識が深化したとは言え、先の提言に示した政府による一般的な行動様式の提言【別掲 1】のみでは、必ずしも充分とは言えない状況に至っているものと考えられることから、県民の皆さまにはこの危機的なリスクの高まりに対しての対応が求められるところです。
- (4) 岩手県は既に独自の「岩手警戒宣言」を発しているところではありますが、当専門委員会としましては、先に発出した助言に追加的対応策を加味した緊急的な提言を発出することといたします。
- (5) この提言【別掲 2】は、流行の始まりから約 1 年前までの岩手県の経験から、より確実な行動によって感染者を抑制し、医療資源が必ずしも潤沢とは言えない岩手県内の通常医療への影響を最少にとどめ、かつ、まん延状態への急速な移行を阻止するため、新型コロナウイルス感染症の流行初期に採られた県民や事業者等の警戒行動を、今一度皆さまに思い起こしていただくためのものですので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

【別掲 1】新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和 3 年 6 月 16 日）提言
「変異株が出現した今、求められる行動様式」

- (1) マスクを鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底すること。その際には、適切な方法で着用できることを第一とした上で、感染リスクの比較的高い場面では、できればフィルター性能の高い不織布マスクを着用すること。三密のいずれも避けること。特に人と人の距離には気を付けること。
- (2) マスクをしっかりと着用していても、室内でおしゃべりする時間は可能な限り短くして、大声は避けること。
- (3) 今まで以上に換気には留意すること。
- (4) 出来る限り、テレワークを行うこと。職場においても、(1)～(3)を徹底すること。
- (5) 体調不良時には出勤・登校をせず、必要な場合には近医を受診すること。
- (6) ワクチン接種後にも、国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、マスクを着用すること。
- (7) ワクチン接種後にも、国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、大人数の飲み会は控えること。

【別掲 2】岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会提言

「急激な感染拡大事態およびまん延期に備えての望ましい県民の行動」

- ① 夏休みやお盆期間の前後における感染リスクの上昇が岩手県内でも現実のものとなっていることから、休暇期間中であっても不要不急の外出や都道府県をまたぐ移動、家族の受け入れは原則として一旦中止または延期すること。
- ② 職務等で都道府県を越える移動を要する場合には、移動直前に居住あるいは滞在していた都道府県の行動要請を、来県後も 14 日程度継続する。あるいは可能ならば症状の有無に関わらず移動前に民間等の診断検査等も考慮すること。
- ③ 感染の機会、既知の人物かどうかを問わず、全ての県民にあることから夏休みやお盆期間を挟む 14 日間程度は恒例の家庭内行事や習慣的行動を見直して予期せぬ生活の制限に繋がることのないよう各自において留意すべきこと。
- ④ 新型コロナワクチン（以下、ワクチン）の効果を過信せず、むしろ感染後にも症状が軽いことにより「感染させる側」になりうる可能性が否定できないことを認識して慎重に行動する。特に「非接種者同士の集合」や「接種者と非接種者の接触」は当面可能な限り控えること。
- ⑤ 県民全体としてのワクチン接種率は徐々に向上しつつあるものの、全ての年齢や集団で完全に感染から守る効果までは期待できないことから、家庭内及び地域や職業集団のワクチン接種率が十分（概ね集団の 70% 以上）に向上するまでの間、政府が示す基本的感染対策をより適切に継続すべきこと。
- ⑥ ワクチン接種の有無に関わらず、今後の本格的まん延事態では、県内においても医療事情の逼迫が懸念されることから、不測の感染や重症化に備えて自らの行動履歴を管理するほか、緊急時に連絡等の援助を依頼可能な友人や家族と連絡手段となる電話等の通信手段、さらには入院や自宅待機に備え、受診のためのお薬手帳や保険証、発熱時の水分補給や冷却手段など応急処置用品、調理を要しない食品や着替えなどの生活資材等がある程度、身の回りに確保しておくべきこと。
- ⑦ 事業所・飲食店等においては、職員・従業員に対するワクチンの職域接種に努め健康状態の記録や自己点検を行うとともに、リスクの高いサービスの提供を見直すなど業種別ガイドラインを遵守し、職場内での感染対策を徹底すること。
- ⑧ 学校等、教育研修機関においては、夏季休業中の活動を必要最小限とし、休業後の活動についても、不特定多数との接触を伴う活動を可能な限り見直し、必要な場合にも人員を限定し直行直帰するなど、感染防止策の徹底に努めること。また、学生や職員家族の健康状態についても把握するように努めること。
- ⑨ 医療機関においては、感染者の早期発見のため、不特定多数との対人業務や家族内での有症状者との接触・会食歴など、リスクの高い行動が見られる者は積極的検査に繋げること。
- ⑩ 推奨される行動を個人が実践することによって感染状況を改善するとともに、ワクチンの接種率向上によって社会的免疫を獲得することが、以前の生活を取り戻す第一歩となることを全県民が認識し、感染者や接触者、ワクチン接種歴等で差別することなく協力して健康の維持に努めること。

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

令和 3 年 8 月 12 日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

期間

令和 3 年 8 月 12 日から、岩手県の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 10 人未満となるまで。

区域

岩手県全域

1 県民の皆様へのお願い

（1）外出の自粛等

- ・ 不要不急の外出を自粛すること。
- ・ 都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などは、原則中止・延期すること。

※不要不急の外出に該当しない場合（例）

- ・ 必要な職場への出勤
（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務による出勤 など）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ 就職活動
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

※特にも、中止や延期をしていただきたい事項（例）

- ・ 同居家族以外とのバーベキューや会食、法事や墓参り
- ・ 同級会、同窓会
- ・ 出張先、研修先での会食

(2) 基本的な感染対策の徹底

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 適切な方法でマスクを着用する
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診すること。
- ・ やむを得ない事情等により、他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること※。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避すること。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。(一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。)

2 事業所・飲食店・学校へのお願い

(1) 事業所

- ・ 従業員の健康状態を記録すること。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・ 休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策を徹底すること。

(2) 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗

- ・ 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。

(3) 学校

(県立学校)

- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- ・ 部活動については、学校の夏季休業中は原則休止※すること。

※ 全国大会等に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可のもと必要最小限の活動については可とする。
--

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応すること。

3 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方へ積極的に検査を実施すること。

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援してくださるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

5 岩手県の対策

- ・ いわて旅応援プロジェクトの停止
- ・ いわての食応援プロジェクトの停止
- ・ 事業者の支援
- ・ 県主催イベントの原則中止・規模見直し等
- ・ 県施設の原則休館・利用制限等
- ・ 医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症

岩手緊急事態宣言

令和3年8月12日

岩手県

岩手緊急事態宣言

期 間

令和3年8月12日から、岩手県の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が10人未満となるまで。

区 域

岩手県全域

県民の皆様へのお願い

外出の自粛等

不要不急の**外出の自粛**をお願いします。
都道府県をまたぐ不要不急の**帰省や旅行などは、原則中止・延期**をお願いします。

家庭にウイルスを持ち込まない・持ち出さない



同居家族以外との
BBQや会食



同居家族以外との
法事・墓参り



同級会や同窓会



出張先・研修先
での会食



事業所・飲食店へのお願い

事業所

テレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議により、人との接触を低減してください。

休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策の徹底をお願いします。

飲食店

「いわて飲食店安心認証」 取得に取り組みましょう。

学校・医療機関へのお願い

学校

校外で行う活動（修学旅行、遠足など）については、外部との接触がある**活動内容を見直し、適切な感染防止策**を徹底してください。

部活動については、学校の**夏季休業中は原則休止**をお願いします。

医療機関

症状がある方へ**積極的な検査**の実施をお願いします。

岩手県の対策

岩手県の対策

いわて旅応援プロジェクトの停止

新規予約を8月13日から、割引を8月15日から停止。

いわての食応援プロジェクトの停止

食事券の販売を8月14日までに停止。

事業者への支援

地域企業経営支援金の上限額を10万円引上げ（最大40万円）

県主催イベントの原則中止・規模見直し等、 県施設の原則休館・利用制限等

イベントや施設情報については県HP等でご確認ください。

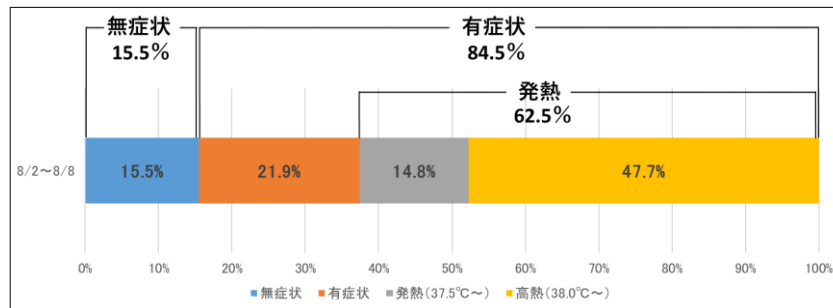
医療提供体制の確保

患者全員にCT・検査を実施し、入院治療又は宿泊施設で療養。

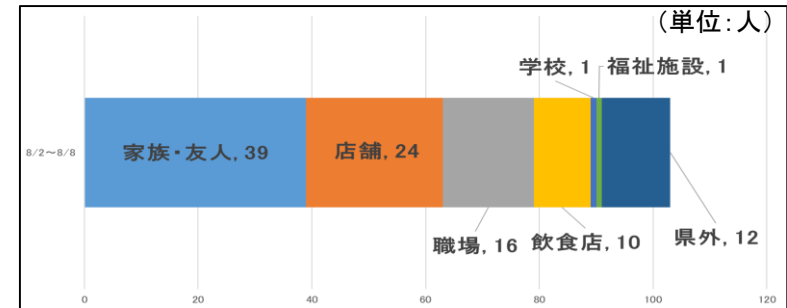
デルタ株の特徴

岩手県内の状況

- ・県内においても**デルタ株**への置き換わりが進んでいます。
- ・県内の感染例では、**約85%が有症状**であり、**約50%が38.0℃以上の高熱**を発症しています。
- ・感染経路は、**家庭や職場で感染が拡大**しています。
- ・従来株と比べて感染力が高く、少しの接触でも感染のリスクがあるデルタ株のこれ以上の感染拡大を防ぐためにも、**日常生活で、より慎重な行動**を心がけましょう。



【感染患者の多くが有症状】



【家庭や職場での二次感染が増加】

新型コロナウイルス感染症

岩手緊急事態宣言 実施中

県民の皆さまへのお願い

不要不急の外出の自粛

※生活や健康の維持に必要な場合を除く



- ・同居家族以外とのBBQや会食
- ・同窓会や同級会



家庭にウイルスを持ち込まない・持ち出さない



- ・同居家族以外との法事や墓参り
- ・出張先や研修先での会食

事業者へのお願い

- ・テレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議により、**人との接触を低減**
- ・休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、**職場内の感染対策**の徹底

学校へのお願い

- ・**校外で行う活動**（修学旅行、遠足など）における外部との接触がある**活動内容の見直し・適切な感染防止策**の徹底
- ・学校の夏季休業中の**部活動の原則休止**

飲食店へのお願い

- ・「**いわて飲食店安心認証**」取得

医療機関へのお願い

- ・**積極的な検査**の実施

自分自身を守るため、そして大切な人を守るため、皆様の御協力をお願いします。